

新型コロナウイルスに係る中小企業者への支援策のご案内

(3月16日現在)

会員事業所の皆様に対しまして、新型コロナウイルスにより事業活動に影響を受けた際の中小企業者への主な支援メニューを下記の通りご案内いたします。

既に被害が出ている皆様はもちろんのこと、今後の業況悪化により影響が出る恐れのある皆様におかれましても、ぜひ当商工会議所相談窓口にご相談ください。

主な融資制度

(1) 無利子・無担保融資（運転資金・設備資金） ※特別利子補給制度あり

- 対象 最近1か月の売上高が前年または前々年と比較して5%以上減少した方等
 - 融資限度額 中小事業3億円、国民事業6,000万円
 - 金利 ※実質無利子（当初3年間。以降は基準金利となります。）
- ※特別利子補給制度を受けた場合に実質無利子となります。ただし適用要件があります。

【お問い合わせ先】 日本政策金融公庫 福島支店 中小企業事業 024-522-9241
国民生活事業 024-523-2341

(2) 新型コロナウイルス対策マルケイ資金（運転資金・設備資金）

- 対象 商工会議所の経営指導を受けた小規模事業者
- 融資限度額 別枠1,000万円
- 金利 当初3年間0.31%（経営改善利率1.21%より▲0.9%）

【お問い合わせ先】 福島商工会議所 中小企業相談所 024-536-3900

主な補助金

(1) 小規模事業者持続化補助金<一般型>

- 対象 小規模事業者等
- 対象事業 地域の商工会議所または商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、販路開拓・生産性向上等に取り組む事業
- 補助額 上限50万円
- 補助率 事業費の2/3

【お問い合わせ先】 福島商工会議所 中小企業相談所 024-536-3900

新型コロナウイルス感染症関連の支援情報は
当所ホームページをご覧ください

当所では上記制度のほか、国や県等による支援策の情報もホームページでご案内しております。詳しくはインターネットで「福島商工会議所」を検索いただきご覧下さい。

■ホームページURL <http://www.fukushima-cci.or.jp/>

ご相談・お問い合わせ先
福島商工会議所 中小企業相談所 TEL 024-536-3900